

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
1	八幡平字森鼻	70	103	054		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
2	八幡平字森鼻	62-29	103	077		
3	八幡平字森鼻	62-46	103	094		
4	八幡平字森鼻	62-58	103	106		
5	八幡平字森鼻	62-200	103	165		
6	八幡平字森鼻	62-203	103	168		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
7	八幡平字森鼻	62-109	103	205		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
8	八幡平字森鼻	62-118	103	214		
9	八幡平字森鼻	62-137	103	233		
10	八幡平字森鼻	62-142	103	238		
11	八幡平字山田	19-1	103	288		
12	八幡平字中野	37-6	105	174		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
13	八幡平字中野	38-50	105	216		○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
14	八幡平字玉内	18-7	103	001		
15	八幡平字森鼻	62-22	103	070		
16	八幡平字森鼻	62-51	103	099		
17	八幡平字森鼻	62-208	103	172		
18	八幡平字森鼻	62-108	103	204		
19	八幡平字森鼻	62-147	103	243		
20	八幡平字森鼻	80	103	409		
21	八幡平字玉内	17-2	103	002		
22	八幡平字玉内	16-1	103	003		
23	八幡平字玉内	32-1	103	004	01	
24	八幡平字玉内	36-1	103	009		
25	八幡平字玉内	40-1	103	011		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
26	八幡平字森鼻	62-33	103	081		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
27	八幡平字森鼻	62-75	103	123		
28	八幡平字森鼻	62-121	103	217		
29	八幡平字森鼻	62-141	103	237		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
30	八幡平字山田	18-1	103	287		
31	八幡平字清水向	56	104	005		
32	八幡平字清水向	51	104	009		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
33	八幡平字駒林	1-1	104	015		
34	八幡平字中野	38-46	105	220		
35	八幡平字玉内	84-1	103	012		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
36	八幡平字森鼻	62-19	103	067		
37	八幡平字森鼻	62-66	103	114		
38	八幡平字森鼻	62-68	103	116		
39	八幡平字森鼻	62-72	103	120		
40	八幡平字森鼻	62-178	103	145		
41	八幡平字森鼻	62-86	103	181		
42	八幡平字森鼻	62-88	103	184		
43	八幡平字森鼻	62-98	103	194		
44	八幡平字森鼻	62-124	103	220		
45	八幡平字森鼻	62-127	103	223		
46	八幡平字森鼻	62-128	103	230		
47	八幡平字森鼻	62-145	103	241		
48	八幡平字下葛岡	35-57	103	326		
49	八幡平字清水向	89-8	103	376		
50	八幡平字下葛岡	93	103	378		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
51	八幡平字下館	46	104	030		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
52	八幡平字下館	47	104	030		
53	八幡平字玉内	85	103	013		
54	八幡平字上玉内	35-1	103	034		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
55	八幡平字上玉内	36	103	039		
56	八幡平字森鼻	62-69	103	117		
57	八幡平字森鼻	62-85	103	180		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
58	八幡平字森鼻	62-126	103	222		
59	八幡平字森鼻	62-149	103	245		
60	八幡平字森鼻	83	103	405		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
61	八幡平字中野	38-3	105	290		
62	八幡平字中野	38-89	105	290		
63	八幡平字玉内	18-1	103	015		
64	八幡平字森鼻	62-214	103	050		
65	八幡平字森鼻	62-48	103	096		
66	八幡平字森鼻	62-183	103	149		
67	八幡平字森鼻	62-130	103	225		
68	八幡平字下葛岡	53	103	366		
69	八幡平字中野	38-79	105	185		
70	八幡平字玉内	22-1	103	016		
71	八幡平字森鼻	62-21	103	069		
72	八幡平字下葛岡	35-52	103	332		
73	八幡平字上玉内	7-2	103	018		
74	八幡平字上玉内	9-1	103	026		
75	八幡平字上玉内	17	103	027		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
76	八幡平字上玉内	19	103	027		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
77	八幡平字上玉内	55	103	027		
78	八幡平字上玉内	21	103	029		
79	八幡平字森鼻	62-32	103	080		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
80	八幡平字森鼻	62-47	103	095		
81	八幡平字森鼻	62-186	103	152		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
82	八幡平字森鼻	62-189	103	154		
83	八幡平字森鼻	62-110	103	206		
84	八幡平字森鼻	62-134	103	229		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
85	八幡平字森鼻	62-135	103	231		
86	八幡平字森鼻	62-143	103	239		
87	八幡平字下葛岡	35-23	103	323		
88	八幡平字下葛岡	56	103	368		
89	八幡平字清水向	89-10	103	372		
90	八幡平字上玉内	1-5	103	027		
91	八幡平字上玉内	1-7	103	027		
92	八幡平字森鼻	62-37	103	085		
93	八幡平字森鼻	62-54	103	102		
94	八幡平字森鼻	62-194	103	159		
95	八幡平字下葛岡	35-54	103	330		
96	八幡平字森鼻	59	103	030		
97	八幡平字森鼻	62-35	103	083		
98	八幡平字森鼻	62-56	103	104		
99	八幡平字森鼻	62-177	103	144		
100	八幡平字森鼻	62-117	103	213		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
101	八幡平字下葛岡	35-58	103	325		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
102	八幡平字上玉内	40	103	032		
103	八幡平字山田	20-1	103	289		
104	八幡平字中野	37-13	105	181		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
105	八幡平字森鼻	1	103	040		
106	八幡平字森鼻	2	103	040		
107	八幡平字森鼻	62-212	103	050		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
108	八幡平字森鼻	62-5	103	051		
109	八幡平字森鼻	62-7	103	052		
110	八幡平字森鼻	62-64	103	112		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
111	八幡平字森鼻	62-101	103	197		
112	八幡平字森鼻	62-136	103	232		
113	八幡平字森鼻	62-138	103	234		
114	八幡平字清水向	1-2	104	027		
115	八幡平字清水向	86	104	027		
116	八幡平字中野	38-60	105	206		
117	八幡平字清水向	89-2	103	043		
118	八幡平字森鼻	62-63	103	111		
119	八幡平字森鼻	62-175	103	143		
120	八幡平字森鼻	62-95	103	191		
121	八幡平字森鼻	62-152	103	248		
122	八幡平字中野	38-61	105	205		
123	八幡平字森鼻	62-213	103	050		
124	八幡平字森鼻	62-14	103	062		
125	八幡平字森鼻	62-133	103	228		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
126	八幡平字森鼻	62-215	103	050		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
127	八幡平字森鼻	62-216	103	050		
128	八幡平字森鼻	62-217	103	050		
129	八幡平字森鼻	62-8	103	053		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
130	八幡平字森鼻	62-39	103	087		
131	八幡平字森鼻	62-84	103	179		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
132	八幡平字森鼻	62-9	103	056		
133	八幡平字森鼻	62-60	103	108		
134	八幡平字森鼻	62-10	103	057		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
135	八幡平字北の林	103	105	594		
136	八幡平字北の林	101	105	595		
137	八幡平字北の林	100	105	596		
138	八幡平字森鼻	71	103	058		
139	八幡平字森鼻	62-25	103	073		
140	八幡平字森鼻	62-70	103	118		
141	八幡平字森鼻	62-102	103	198		
142	八幡平字下葛岡	35-40	103	302		
143	八幡平字下葛岡	52	103	366		
144	八幡平字下葛岡	57	103	368		
145	八幡平字清水向	47	104	019		
146	八幡平字下館	38	104	030		
147	八幡平字下館	40-1	104	030		
148	八幡平字森鼻	62-12	103	060		
149	八幡平字森鼻	62-190	103	155		
150	八幡平字森鼻	62-211	103	175		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
151	八幡平字森鼻	62-139	103	235		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
152	八幡平字山田	16-1	103	285		
153	八幡平字下葛岡	35-48	103	295		
154	八幡平字森鼻	62-13	103	061		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
155	八幡平字森鼻	62-79	103	127		
156	八幡平字森鼻	62-179	103	146		
157	八幡平字森鼻	62-104	103	200		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
158	八幡平字下葛岡	35-55	103	329		
159	八幡平字森鼻	62-16	103	064		
160	八幡平字森鼻	62-50	103	098		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
161	八幡平字森鼻	62-105	103	201		
162	八幡平字森鼻	62-17	103	065		
163	八幡平字森鼻	62-76	103	124		
164	八幡平字森鼻	62-122	103	218		
165	八幡平字下葛岡	35-56	103	327		
166	八幡平字下葛岡	54	103	367		
167	八幡平字森鼻	62-20	103	068		
168	八幡平字森鼻	62-43	103	091		
169	八幡平字森鼻	62-181	103	148		
170	八幡平字森鼻	62-195	103	160		
171	八幡平字森鼻	62-92	103	188		
172	八幡平字森鼻	62-153	103	249		
173	八幡平字赤渕	310	104	014		
174	八幡平字清水向	1-3	104	031		
175	八幡平字森鼻	62-26	103	074		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
176	八幡平字森鼻	62-42	103	090		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
177	八幡平字森鼻	62-91	103	187		
178	八幡平字下館	30-2	104	040		○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
179	八幡平字森鼻	62-27	103	075		
180	八幡平字森鼻	62-78	103	126		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
181	八幡平字森鼻	62-210	103	174		
182	八幡平字森鼻	62-113	103	209		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
183	八幡平字森鼻	62-132	103	227		
184	八幡平字森鼻	62-28	103	076		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
185	八幡平字森鼻	62-73	103	121		
186	八幡平字森鼻	62-207	103	171		○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
187	八幡平字森鼻	62-106	103	202		
188	八幡平字清水向	89-11	103	370		
189	八幡平字森鼻	62-30	103	078		
190	八幡平字森鼻	62-71	103	119		
191	八幡平字森鼻	62-90	103	186		
192	八幡平字森鼻	77	103	413		
193	八幡平字中野	38-78	105	188		
194	八幡平字森鼻	62-34	103	082		
195	八幡平字森鼻	62-49	103	097		
196	八幡平字森鼻	62-114	103	210		
197	八幡平字森鼻	62-148	103	244		
198	八幡平字清水向	89-12	103	369		
199	八幡平字森鼻	87	103	402		
200	八幡平字中野	38-4	105	289		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
201	八幡平字中野	38-92	105	289		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
202	八幡平字森鼻	62-36	103	084		
203	八幡平字森鼻	62-57	103	105		
204	八幡平字森鼻	62-201	103	166		
205	八幡平字森鼻	62-119	103	215		
206	八幡平字森鼻	62-146	103	242		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
207	八幡平字森鼻	62-38	103	086		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
208	八幡平字森鼻	62-62	103	110		
209	八幡平字森鼻	62-187	103	153		
210	八幡平字森鼻	62-103	103	199		
211	八幡平字森鼻	62-151	103	247		
212	八幡平字赤渕	41	104	014		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
213	八幡平字下館	22	104	046		○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
214	八幡平字下館	19	104	047		
215	八幡平字中野	38-62	105	204		
216	八幡平字森鼻	62-185	103	151		
217	八幡平字森鼻	62-96	103	192		
218	八幡平字森鼻	62-131	103	226		
219	八幡平字森鼻	62-52	103	100		
220	八幡平字森鼻	62-180	103	147		
221	八幡平字森鼻	62-107	103	203		
222	八幡平字清水向	2	104	028		
223	八幡平字森鼻	62-65	103	113		
224	八幡平字森鼻	62-67	103	115		
225	八幡平字森鼻	62-87	103	182		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
226	八幡平字森鼻	62-89	103	185		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
227	八幡平字森鼻	62-74	103	122		
228	八幡平字森鼻	62-199	103	164		
229	八幡平字森鼻	62-120	103	216		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
230	八幡平字下館	17-1	104	034		
231	八幡平字森鼻	62-77	103	125		
232	八幡平字森鼻	62-209	103	173		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
233	八幡平字森鼻	62-123	103	219		
234	八幡平字森鼻	62-150	103	246		
235	八幡平字下葛岡	92-1	103	378		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
236	八幡平字森鼻	62-206	103	170		
237	八幡平字下葛岡	35-49	103	294		
238	八幡平字下葛岡	215	104	076		
239	八幡平字堀合	110-1	104	131		
240	八幡平字堀合	92	104	131		
241	八幡平字飛鳥平	4-1	105	013		
242	八幡平字飛鳥平	4-3	105	024		
243	八幡平字飛鳥平	4-4	105	024		
244	八幡平字飛鳥平	84-155	105	024		
245	八幡平字飛鳥平	84-156	105	024		
246	八幡平字飛鳥平	85	105	038		
247	八幡平字北の林	48-3	105	066		
248	八幡平字中野	76	105	133		
249	八幡平字中野	24-1	105	135		
250	八幡平字中野	5	105	147		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
251	八幡平字沢田	19-1	105	150		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
252	八幡平字沢田	19-2	105	150		
253	八幡平字沢田	23	105	150		
254	八幡平字沢田	21	105	151		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
255	八幡平字沢田	22	105	151		
256	八幡平字飛鳥平	84-28	105	357		
257	八幡平字中野	84	105	521		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
258	八幡平字中野	4	105	531		
259	八幡平字歌内	50	106	081		
260	八幡平字下葛岡	35-47	103	296		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
261	八幡平字下葛岡	200	104	252		
262	八幡平字下葛岡	35-46	103	297		
263	八幡平字飛鳥平	84-63	105	405		
264	八幡平字飛鳥平	84-64	105	408		
265	八幡平字中野	63	105	506		
266	八幡平字下葛岡	35-45	103	298		
267	八幡平字中野	86	105	517		
268	八幡平字下葛岡	35-44	103	299		
269	八幡平字下館	9-4	104	063		
270	八幡平字大搦	14	105	095		
271	八幡平字大搦	15	105	095		
272	八幡平字北の林	82	105	583		
273	八幡平字下葛岡	35-42	103	300		
274	八幡平字飛鳥平	84-5	105	382		
275	八幡平字下葛岡	148	105	476		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
276	八幡平字下葛岡	35-43	103	301		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
277	八幡平字大搦	80	105	095		
278	八幡平字飛鳥平	84-45	105	374		
279	八幡平字中野	87	105	518		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
280	八幡平字大搦	78	105	541		
281	八幡平字下葛岡	35-41	103	303		
282	八幡平字上葛岡	10	104	106		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
283	八幡平字大搦	27	105	115		
284	八幡平字中野	8	105	127		
285	八幡平字中野	33	105	127		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
286	八幡平字大搦	35-54	105	327		
287	八幡平字大搦	35-55	105	328		
288	八幡平字下葛岡	35-38	103	304		
289	八幡平字大搦	37	105	534		
290	八幡平字下葛岡	35-37	103	306		
291	八幡平字下葛岡	35-36	103	307		
292	八幡平字大搦	48	105	549		
293	八幡平字下葛岡	35-34	103	309		
294	八幡平字中野	41	105	493		
295	八幡平字大搦	77	105	542		
296	八幡平字下葛岡	35-31	103	313		
297	八幡平字歌内	70-6	104	184		
298	八幡平字中野	50	105	168		
299	八幡平字中野	38-34	105	231		
300	八幡平字下葛岡	176-1	105	446		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
301	八幡平字下葛岡	166-1	105	448		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
302	八幡平字下葛岡	175-2	105	451		
303	八幡平字大搦	84	105	568		
304	八幡平字下葛岡	35-29	103	314		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
305	八幡平字中野	38-63	105	203		
306	八幡平字飛鳥平	84-48	105	377		
307	八幡平字下葛岡	35-32	103	315		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
308	八幡平字下葛岡	35-28	103	317		
309	八幡平字下葛岡	232	104	212		
310	八幡平字下葛岡	35-27	103	318		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
311	八幡平字飛鳥平	84-53	105	391		
312	八幡平字中野	67	105	510		
313	八幡平字下葛岡	35-16	103	343		
314	八幡平字北の林	88	105	578		
315	八幡平字下鷺の巣	68-2	106	060		
316	八幡平字下葛岡	35-15	103	344		
317	八幡平字堀合	2	104	148		
318	八幡平字堀合	3	104	148		
319	八幡平字下葛岡	251	104	196		
320	八幡平字飛鳥平	84-55	105	393		
321	八幡平字大搦	51	105	546		
322	八幡平字下葛岡	35-14	103	347		
323	八幡平字下葛岡	224	104	246		
324	八幡平字中野	53	105	498		
325	八幡平字大搦	76	105	543		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
326	八幡平字下葛岡	35-13	103	348		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
327	八幡平字下葛岡	35-7	103	357		
328	八幡平字上葛岡	9-1	104	107		
329	八幡平字飛鳥平	84-59	105	397		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
330	八幡平字飛鳥平	84-60	105	400		
331	八幡平字飛鳥平	84-61	105	401		
332	八幡平字下葛岡	35-9	103	354		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
333	八幡平字飛鳥平	84-35	105	364		
334	八幡平字大搦	61	105	559		
335	八幡平字下葛岡	35-8	103	356		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
336	八幡平字下葛岡	188	104	227		
337	八幡平字飛鳥平	84-24	105	036		
338	八幡平字北の林	31-26	105	045		
339	八幡平字中野	78	105	138		
340	八幡平字中野	79	105	139		
341	八幡平字清水向	1-1	104	022		
342	八幡平字下館	33	104	030		
343	八幡平字下葛岡	180-1	105	152		
344	八幡平字中野	38-36	105	229		
345	八幡平字大搦	35-61	105	334		
346	八幡平字下館	34	104	030		
347	八幡平字下館	42	104	030		
348	八幡平字中野	38-13	105	253		
349	八幡平字飛鳥平	84-58	105	396		
350	八幡平字下館	37	104	030		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
351	八幡平字飛鳥平	11	105	031		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
352	八幡平字中野	38-29	105	238		
353	八幡平字大搦	35-51	105	324		
354	八幡平字大搦	35-52	105	325		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
355	八幡平字下館	39	104	030		
356	八幡平字堀合	8-1	104	148		
357	八幡平字大里	32	104	175		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
358	八幡平字歌内	70-13	104	191		
359	八幡平字歌内	70-14	104	191		
360	八幡平字飛鳥平	3	105	023		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
361	八幡平字中野	38-42	105	223		
362	八幡平字下館	45	104	030		
363	八幡平字下葛岡	301-1	104	105		
364	八幡平字大里上田表	16	104	125		
365	八幡平字大里上田表	18	104	126		
366	八幡平字中野	38-22	105	245		
367	八幡平字飛鳥平	84-26	105	355		
368	八幡平字中野	51	105	497		
369	八幡平字下鷺の巣	24-1	106	055		
370	八幡平字下鷺の巣	25-1	106	056		
371	八幡平字下館	24	104	037		
372	八幡平字中野	37-15	105	183		
373	八幡平字中野	38-80	105	184		
374	八幡平字飛鳥平	84-10	105	387		
375	八幡平字中野	49	105	496		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
376	八幡平字下館	26	104	043		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
377	八幡平字中野	38-24	105	243		
378	八幡平字歌内	56-2	106	075		
379	八幡平字下館	28-1	104	043		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
380	八幡平字下館	27	104	044		
381	八幡平字北の林	31-9	105	040		
382	八幡平字下館	20	104	048		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
383	八幡平字下葛岡	173	105	161		
384	八幡平字飛鳥平	84-30	105	359		
385	八幡平字下館	12	104	055		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
386	八幡平字下館	9-9	104	063		
387	八幡平字下葛岡	183	104	236		
388	八幡平字中野	38-7	105	260		
389	八幡平字大搦	35-46	105	319		
390	八幡平字中野	55	105	501		
391	八幡平字下葛岡	119-4	104	069		
392	八幡平字下葛岡	36-4	104	079		
393	八幡平字北の林	108	105	088		
394	八幡平字北の林	109	105	088		
395	八幡平字中野	38-21	105	246		
396	八幡平字北の林	107	105	590		
397	八幡平字下葛岡	284-2	104	080		
398	八幡平字北の林	39	105	061		
399	八幡平字北の林	41-1	105	062		
400	八幡平字北の林	40	105	063		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
401	八幡平字中野	7-3	105	122		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
402	八幡平字中野	38-9	105	258		
403	八幡平字飛鳥平	84-41	105	370		○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
404	八幡平字下葛岡	156-14	105	484		
405	八幡平字下葛岡	156-13	105	486		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
406	八幡平字北の林	84	105	582		
407	八幡平字下葛岡	36-3	104	081		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
408	八幡平字下葛岡	299-1	104	104		
409	八幡平字飛鳥平	84-49	105	378		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
410	八幡平字下葛岡	25-1	104	086		
411	八幡平字堀合	37	104	135		○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
412	八幡平字堀合	38	104	135		
413	八幡平字中野	38-44	105	186		
414	八幡平字大搦	35-20	105	269		
415	八幡平字大搦	35-53	105	326		
416	八幡平字大搦	46	105	551		
417	八幡平字上葛岡	1-1	104	108		
418	八幡平字中野	73	105	130		
419	八幡平字中野	74	105	131		
420	八幡平字中野	38-73	105	193		
421	八幡平字大搦	35-27	105	266		
422	八幡平字大搦	35-145	105	280		
423	八幡平字上葛岡	6-1	104	110		
424	八幡平字上葛岡	7	104	112		
425	八幡平字飛鳥平	8	105	026		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
426	八幡平字上葛岡	11	104	115		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
427	八幡平字堀合	45	104	140		
428	八幡平字堀合	18	104	141		
429	八幡平字大里	118-1	104	166		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
430	八幡平字下葛岡	268-5	104	276		
431	八幡平字飛鳥平	7	105	022		
432	八幡平字下葛岡	175-1	105	154		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
433	八幡平字中野	37-5	105	175		
434	八幡平字大搦	35-45	105	318		
435	八幡平字飛鳥平	84-50	105	388		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
436	八幡平字飛鳥平	84-51	105	389		
437	八幡平字北の林	86	105	580		
438	八幡平字下鷺の巣	66	106	057		
439	八幡平字上葛岡	35-1	104	121		
440	八幡平字北の林	99	105	597		
441	八幡平字北の林	97	105	598		
442	八幡平字上葛岡	35-3	104	124		
443	八幡平字大搦	35-143	105	287		
444	八幡平字大搦	35-43	105	316		
445	八幡平字大搦	83	105	567		
446	八幡平字大搦	68	105	571		
447	八幡平字堀合	1	104	145		
448	八幡平字中野	38-64	105	202		
449	八幡平字大搦	35-63	105	336		
450	八幡平字大搦	49	105	548		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
451	八幡平字大里上田表	41-1	104	147		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
452	八幡平字鳥居平	1-3	104	193		
453	八幡平字中野	38-16	105	249		
454	八幡平字中野	43	105	491		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
455	八幡平字鳥居平	26-1	104	169		
456	八幡平字下葛岡	280	104	285		
457	八幡平字大搦	3	105	073		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
458	八幡平字大搦	16	105	095		
459	八幡平字大搦	17	105	095		
460	八幡平字大搦	13-1	105	096		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
461	八幡平字大搦	13-2	105	096		
462	八幡平字大搦	19	105	096		
463	八幡平字大搦	20	105	096		
464	八幡平字大搦	21	105	096		
465	八幡平字大搦	22	105	096		
466	八幡平字大搦	12	105	119		
467	八幡平字中野	38-41	105	224		
468	八幡平字飛鳥平	84-54	105	392		
469	八幡平字大搦	18	105	540		
470	八幡平字大搦	52	105	545		
471	八幡平字歌内	57	106	086		
472	八幡平字大里	140	104	157		
473	八幡平字下葛岡	199-1	104	248		
474	八幡平字下葛岡	199-3	104	249		
475	八幡平字北の林	31-3	105	079		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
476	八幡平字大里	113	104	169		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
477	八幡平字大里	103	104	170		
478	八幡平字鳥居平	27-5	104	170		
479	八幡平字北の林	51-1	105	072		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
480	八幡平字北の林	52	105	072		
481	八幡平字大搦	32	105	123		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
482	八幡平字飛鳥平	84-34	105	363		
483	八幡平字鳥居平	26-3	104	171		
484	八幡平字大里	35	104	172		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
485	八幡平字中野	38-47	105	219		
486	八幡平字飛鳥平	84-32	105	361		
487	八幡平字中野	68	105	511		
488	八幡平字歌内	46	106	080		
489	八幡平字大里	34	104	174		
490	八幡平字中野	38-54	105	212		
491	八幡平字中野	38-26	105	241		
492	八幡平字大搦	38	105	533		
493	八幡平字歌内	70-5	104	183		
494	八幡平字下葛岡	186	104	229		
495	八幡平字中野	70	105	513		
496	八幡平字歌内	70-7	104	185		
497	八幡平字中野	23	105	135		
498	八幡平字中野	16	105	137		
499	八幡平字中野	81	105	138		
500	八幡平字中野	17	105	141		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
501	八幡平字中野	38-69	105	197		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
502	八幡平字下葛岡	252-1	104	195		
503	八幡平字下葛岡	241	104	202		
504	八幡平字下葛岡	266	104	271		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
505	八幡平字大搦	35-62	105	335		
506	八幡平字下葛岡	286-1	104	277		
507	八幡平字下葛岡	285-1	104	299		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
508	八幡平字中野	38-11	105	255		
509	八幡平字飛鳥平	84-56	105	394		
510	八幡平字中野	88	105	519		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
511	八幡平字大搦	85	105	569		
512	八幡平字下葛岡	276	104	289		
513	八幡平字中野	38-32	105	233		
514	八幡平字飛鳥平	84-43	105	372		
515	八幡平字大搦	60	105	560		
516	八幡平字下葛岡	306-1	104	304		
517	八幡平字中野	38-51	105	215		
518	八幡平字大搦	35-47	105	320		
519	八幡平字中野	38-52	105	214		
520	八幡平字下葛岡	156-15	105	485		
521	八幡平字中野	46	105	488		
522	八幡平字中野	48	105	495		
523	八幡平字鳥居平	66	105	011		
524	八幡平字中野	38-12	105	254		
525	八幡平字飛鳥平	84-31	105	360		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
526	八幡平字飛鳥平	84-57	105	395		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
527	八幡平字飛鳥平	84-18	105	016		
528	八幡平字中野	37-2	105	170		
529	八幡平字中野	69	105	512		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
530	八幡平字飛鳥平	84-20	105	018		
531	八幡平字飛鳥平	84-21	105	019		
532	八幡平字飛鳥平	9-1	105	030		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
533	八幡平字飛鳥平	10-1	105	030		
534	八幡平字飛鳥平	10-2	105	030		
535	八幡平字飛鳥平	10-3	105	030		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
536	八幡平字飛鳥平	84-22	105	030		
537	八幡平字大柳	73	106	022		
538	八幡平字歌内	71-1	106	069		
539	八幡平字飛鳥平	12	105	032		
540	八幡平字飛鳥平	86	105	034		
541	八幡平字北の林	96	105	056		
542	八幡平字中野	37-14	105	182		
543	八幡平字北の林	31-4	105	080		
544	八幡平字北の林	31-5	105	089		
545	八幡平字北の林	31-27	105	354		
546	八幡平字下葛岡	172	105	159		
547	八幡平字中野	38-33	105	232		
548	八幡平字下葛岡	156-4	105	469		
549	八幡平字下鷺の巣	75	106	012		
550	八幡平字歌内	56-3	106	075		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
551	八幡平字歌内	53-2	106	076		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
552	八幡平字歌内	54-1	106	077		
553	八幡平字中野	37-1	105	169		
554	八幡平字大搦	35-17	105	274		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
555	八幡平字大搦	35-24	105	277		
556	八幡平字中野	42	105	492		
557	八幡平字大搦	72	105	574		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
558	八幡平字下鷺の巣	63	106	059		
559	八幡平字大搦	28	105	117		
560	八幡平字中野	38-5	105	262		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
561	八幡平字大搦	35-35	105	295		
562	八幡平字大搦	35-49	105	322		
563	八幡平字大搦	35-50	105	323		
564	八幡平字北の林	89	105	577		
565	八幡平字中野	80	105	137		
566	八幡平字大搦	35-137	105	284		
567	八幡平字大搦	35-40	105	312		
568	八幡平字下葛岡	180-3	105	153		
569	八幡平字中野	38-53	105	213		
570	八幡平字中野	45	105	489		
571	八幡平字中野	3	105	530		
572	八幡平字中野	37-10	105	178		
573	八幡平字歌内	17	106	068		
574	八幡平字中野	38-75	105	191		
575	八幡平字中野	38-67	105	199		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
576	八幡平字中野	38-59	105	207		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
577	八幡平字大搦	45	105	552		
578	八幡平字中野	38-45	105	221		
579	八幡平字飛鳥平	84-29	105	358		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
580	八幡平字大搦	41	105	537		
581	八幡平字中野	38-43	105	222		
582	八幡平字飛鳥平	84-27	105	356		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
583	八幡平字中野	64	105	507		
584	八幡平字中野	38-37	105	228		
585	八幡平字飛鳥平	84-3	105	380		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
586	八幡平字北の林	78	105	587		
587	八幡平字中野	38-27	105	240		
588	八幡平字北の林	77	105	588		
589	八幡平字中野	38-25	105	242		
590	八幡平字中野	38-23	105	244		
591	八幡平字大搦	35-56	105	329		
592	八幡平字中野	40	105	494		
593	八幡平字中野	38-8	105	259		
594	八幡平字中野	38-6	105	261		
595	八幡平字大搦	35-25	105	268		
596	八幡平字大搦	35-125	105	278		
597	八幡平字大搦	35-133	105	282		
598	八幡平字大搦	35-38	105	309		
599	八幡平字飛鳥平	84-47	105	376		
600	八幡平字飛鳥平	84-7	105	384		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
601	八幡平字大搦	66-1	105	554		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
602	八幡平字飛鳥平	84-9	105	386		
603	八幡平字飛鳥平	84-149	105	386		
604	八幡平字飛鳥平	84-150	105	386		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
605	八幡平字歌内	11-2	106	005		
606	八幡平字下葛岡	166-2	105	447		
607	八幡平字中野	28	105	487		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
608	八幡平字下葛岡	35-35	103	311		
609	八幡平字飛鳥平	84-46	105	375		
610	八幡平字下葛岡	178	105	444		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
611	八幡平字中野	44	105	490		
612	八幡平字北の林	85	105	581		
613	八幡平字大搦	81	105	566		
614	八幡平字北の林	91	105	575		
615	八幡平字北の林	90	105	576		
616	八幡平字歌内	47-1	106	087		
617	八幡平字北の林	79	105	586		
618	八幡平字鷺の巣	44	106	024		
619	八幡平字鷺の巣	103	106	176		
620	八幡平字鷺の巣	114-4	106	177		
621	八幡平字尻無沢	2-7	107	025		
622	八幡平字鷺の巣	45	106	024		
623	八幡平字鷺の巣	114-9	106	130		
624	八幡平字鷺の巣	114-8	106	134		
625	八幡平字尻無沢	2-9	107	027		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
626	八幡平字尻無沢	24-6	107	032		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
627	八幡平字尻無沢	24-1	107	033		
628	八幡平字尻無沢	24-2	107	033		
629	八幡平字尻無沢	24-4	107	033		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
630	八幡平字尻無沢	35-9	107	162		
631	八幡平字大柳	59-1	106	025		
632	八幡平字大柳	39-1	106	026		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
633	八幡平字大柳	44	106	027		
634	八幡平字大柳	45-1	106	028		
635	八幡平字大柳	60-1	106	031		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
636	八幡平字大柳	66-1	106	031		
637	八幡平字小豆沢	127-2	106	175		
638	八幡平字尻無沢	26-3	107	034		
639	八幡平字尻無沢	26-5	107	034		
640	八幡平字尻無沢	27-6	107	034		
641	八幡平字尻無沢	27-1	107	034		
642	八幡平字尻無沢	2-62	107	045		
643	八幡平字尻無沢	26-2	107	088		
644	八幡平字尻無沢	27-2	107	089		
645	八幡平字尻無沢	2-23	107	096		
646	八幡平字尻無沢	27-3	107	097		
647	八幡平字尻無沢	35-11	107	163		
648	八幡平字尻無沢	2-41	107	164		
649	八幡平字尻無沢	2-45	107	167		
650	八幡平字尻無沢	35-8	107	173		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
651	八幡平字大柳	56-1	106	028		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
652	八幡平字大柳	55-1	106	029		
653	八幡平字鷺の巣	23	106	038		
654	八幡平字鷺の巣	28	106	038		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
655	八幡平字下鷺の巣	1	106	112		
656	八幡平字尻無沢	2-63	107	044		
657	八幡平字尻無沢	2-17	107	060		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
658	八幡平字小豆沢	20-1	106	042		
659	八幡平字尻無沢	2-25	107	078		
660	八幡平字尻無沢	2-91	107	085		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
661	八幡平字尻無沢	19-2	107	091		
662	八幡平字尻無沢	19-1	107	095		
663	八幡平字尻無沢	19-4	107	100		
664	八幡平字尻無沢	18-3	107	101		
665	八幡平字尻無沢	17	107	102		
666	八幡平字尻無沢	2-26	107	106		
667	八幡平字尻無沢	18-1	107	110		
668	八幡平字尻無沢	35-4	107	162		
669	八幡平字尻無沢	2-11	107	039		
670	八幡平字尻無沢	2-40	107	040		
671	八幡平字尻無沢	35-6	107	162		
672	八幡平字小豆沢	47	106	047		
673	八幡平字尻無沢	2-30	107	131		
674	八幡平字尻無沢	35-1	107	162		
675	八幡平字志和前	32-1	107	183		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
676	八幡平字堂の上	80-2	107	187		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
677	八幡平字堂の上	81-1	107	187		
678	八幡平字堂の上	81-2	107	187		
679	八幡平字小豆沢	45-1	106	048		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
680	八幡平字鷺の巣	99-1	106	122		
681	八幡平字鷺の巣	108-1	106	124		
682	八幡平字鷺の巣	107-1	106	125		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
683	八幡平字鷺の巣	107-3	106	125		
684	八幡平字鷺の巣	83-1	106	157		
685	八幡平字鷺の巣	105	106	170		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
686	八幡平字鷺の巣	102	106	171		
687	八幡平字鷺の巣	101	106	173		
688	八幡平字鷺の巣	104	106	179		
689	八幡平字鷺の巣	114-5	106	180		
690	八幡平字鷺の巣	114-1	106	187		
691	八幡平字尻無沢	2-60	107	048		
692	八幡平字尻無沢	2-61	107	048		
693	八幡平字歌内	60-1	106	106		
694	八幡平字歌内	60-3	106	113		
695	八幡平字歌内	60-4	106	113		
696	八幡平字鷺の巣	110-1	106	117		
697	八幡平字鷺の巣	98-1	106	119		
698	八幡平字鷺の巣	114-2	106	191		
699	八幡平字鷺の巣	109-1	106	123		
700	八幡平字尻無沢	29-1	107	073		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
701	八幡平字尻無沢	32-3	107	073		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
702	八幡平字尻無沢	28-1	107	097		
703	八幡平字尻無沢	28-2	107	097		
704	八幡平字尻無沢	4-1	107	121		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
705	八幡平字尻無沢	35-5	107	162		
706	八幡平字尻無沢	34-13	107	187		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
707	八幡平字鷺の巣	114-13	106	133		
708	八幡平字鷺の巣	114-6	106	181		
709	八幡平字尻無沢	2-65	107	042		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
710	八幡平字鷺の巣	90-1	106	160		
711	八幡平字尻無沢	21-1	107	012		
712	八幡平字尻無沢	2-8	107	026		
713	八幡平字尻無沢	30-1	107	073		
714	八幡平字尻無沢	30-2	107	073		
715	八幡平字尻無沢	2-21	107	080		
716	八幡平字尻無沢	2-85	107	098		
717	八幡平字尻無沢	35-10	107	163		
718	八幡平字尻無沢	2-44	107	168		
719	八幡平字尻無沢	2-42	107	169		
720	八幡平字尻無沢	23-1	107	013		
721	八幡平字尻無沢	2-50	107	077		
722	八幡平字尻無沢	2-22	107	077	01	
723	八幡平字尻無沢	2-87	107	104		
724	八幡平字尻無沢	2-36	107	147		
725	八幡平字尻無沢	2-5	107	022		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
726	八幡平字尻無沢	2-59	107	048		(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
727	八幡平字尻無沢	25-4	107	091		
728	八幡平字尻無沢	25-6	107	091		
729	八幡平字尻無沢	25-1	107	100		(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
730	八幡平字尻無沢	35-2	107	162		
731	八幡平字尻無沢	2-66	107	029		
732	八幡平字尻無沢	2-15	107	063		(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
733	八幡平字尻無沢	16	107	116		
734	八幡平字尻無沢	11	107	125		
735	八幡平字鷺の巣	46	106	022		(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
736	八幡平字尻無沢	35-3	107	162		
737	八幡平字尻無沢	2-16	107	061		
738	八幡平字志和前	33-1	107	183		
739	八幡平字堂の上	76	107	188		
740	八幡平字尻無沢	2-93	107	086		
741	八幡平字尻無沢	2-27	107	108		
742	八幡平字尻無沢	13	107	115		
743	八幡平字尻無沢	12	107	124		
744	八幡平字尻無沢	6	107	135		
745	八幡平字尻無沢	2-47	107	145		
746	八幡平字尻無沢	2-95	107	145		
747	八幡平字尻無沢	2-38	107	146		
748	八幡平字尻無沢	2-46	107	146		
749	八幡平字志和前	6-1	107	176		
750	八幡平字志和前	24-1	107	179		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

R3

1

[illegible]